

保育園 対象：生後 2 カ月～就学前 通園区域：市内全域

	地域	園名	0 歳	1 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	申込方法
市立	保原	保原保育園 ☎ 576-2578	6	48	46	こども未来課または総合支所に申込書類を提出 ◎受付期間：10/6 ㊄～ 26 ㊅ ※ 1…生後 2 カ月から 6 カ月までの幼児を優先
		保原保育園分園 ☎ 576-6115	12	0 歳児のみ対象※ 1		
私立	梁川	梁川保育園 ☎ 577-0142	6	18	36	
		梁川中央保育園 ☎ 577-0156	6	20	44	

認定こども園 対象：生後 2 カ月（6 カ月）～就学前 通園区域：市内全域

	地域	園名	認定区分	0 歳	1 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	申込方法
市立	梁川	梁川認定こども園 ☎ 577-0311	2・3 号	6	30	90	2・3 号…こども未来課または総合支所に申込書類を提出 1 号…入所希望園に申請書類を提出 ◎受付期間：10/6 ㊄～ 26 ㊅ ◎私立認定こども園（1 号認定希望）の申込方法などは、直接各園にお問い合わせください。 ◎ 1 号認定は、新規申込者数が受け入れ可能人数を超過した場合は、園が定める選考方法（抽選など）で決定します。 ※ 2…福島文化高子こども園は生後 6 カ月から利用できます。
			1 号			90	
	月舘	月舘認定こども園 ☎ 572-2331	2・3 号	6	18	30	
			1 号			45	
私立	伊達	認定こども園伊達こども園 ☎ 583-2355	2・3 号	21	74	135	◎ 1 号認定は、新規申込者数が受け入れ可能人数を超過した場合は、園が定める選考方法（抽選など）で決定します。 ※ 2…福島文化高子こども園は生後 6 カ月から利用できます。
			1 号			135	
		伊達・ひかり認定こども園 ☎ 597-7737	2・3 号	9	27	72	
			1 号			18	
	保原	認定こども園大田 ☎ 529-7611	2・3 号	9	31	40	
			1 号			10	
		認定こども園上保原 ☎ 573-0927	2・3 号	12	43	65	
			1 号			20	
		保原認定こども園 ☎ 563-3089	2・3 号	15	45	70	
			1 号			35	
		福島文化高子こども園※ 2 ☎ 572-6210	2・3 号	6	30	54	
			1 号			15	
	靈山	靈山三育認定こども園 ☎ 586-3319	2・3 号	6	16	28	
			1 号			10	
		幼保連携型認定こども園 神愛幼稚園 ☎ 586-1215	2・3 号	2	6	12	
			1 号			10	

小規模保育施設 対象：生後 2 カ月（4 カ月）～ 2 歳 通園区域：市内全域

	地域	園名	0 歳	1 歳～ 2 歳	申込方法
私立	伊達	Ribbon 保育園だて ☎ 572-4456	3 (生後 4 カ月～)	16	こども未来課または総合支所に申込書類を提出 ◎受付期間：10/6 ㊄～ 26 ㊅
		保育園もものき ☎ 529-6525	3 (生後 2 カ月～)	9	
	保原	神愛保育園 ☎ 572-4277	3 (生後 4 カ月～)	9	

事業所内保育施設 対象：生後 4 カ月～ 2 歳 通園区域：市内全域

	地域	園名	0 歳	1 歳～ 2 歳	申込方法
私立	伊達	だてのもり保育園 ※お問い合わせは Ribbon 保育園だて ☎ 572-4456	1 (生後 4 カ月～)	4	地域枠：4・5 月入所の募集はありません。 6 月入所分から募集を開始します。 従業員枠：園に直接お問い合わせください。

令和 9 年 4 月・5 月入園
園児募集、はじまります

園 こども未来課幼保支援係 ☎ 573-5691

撮影：月舘認定こども園

チェック
Check !

令和 9 年度園児募集
(10月1日㊄から掲載)

チェック
Check !

こども未来課
相談窓口予約フォーム

チェック
Check !

活動の様子 (公式 YouTube)
7/29 伊達っ子フィールドワーク(桃狩り)

教育・保育施設に入園するには

10 月から、令和 9 年 4 月・5 月入園の園児募集を開始します。

●申込書類の配布

10 月 1 日㊄各園・市役所で配布

●申込期間 (第 1 次 I 期)

10 月 6 日㊄～ 26 日㊅

●申込窓口

2・3 号認定▼こども未来課各総合支所 (保原を除く) 1 号認定▼各園

※申込期間中の相談窓口はこども未来課へ (予約優先)

入園申し込みには、教育・保育給付認定の申請が必要です。

教育・保育給付認定は、保護者の状況や希望に応じて、保育の必要性の有無などを認定するもので、下表の 3 つの認定区分に分類されます。

教育・保育給付認定の区分によって利用できる施設や申し込み時の添付書類、選考方法などが異なります。

また、保育園・認定こども園・小規模保育施設 (2・3 号認定) の利用時間は、保育を必要とする事由や就労時間によって異なります。

	1 号認定 (教育認定)	2 号認定 (保育認定)	3 号認定 (保育認定)
要件	子どもが満 3 歳以上 (令和 6 年 4 月 1 日以前生まれ) で、教育を希望する場合	子どもが満 3 歳以上で、下記の保育を必要とする理由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	子どもが満 3 歳未満で、下記の保育を必要とする理由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合
利用時間	①教育標準時間 (約 5 時間)	②保育標準時間 (最長 11 時間) または③保育短時間 (最長 8 時間)	
利用可能施設	認定こども園	保育園、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設	
選考方法	園が選考	保育を必要とする状況を指数化し、指数によって市が利用調整	
保育料 (月額上限額)	0 円 (別途、給食費、教材費、用品代などの実費負担あり)	0 円 (別途、給食費、教材費、用品代などの実費負担あり) ※保育料は令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢	保育標準時間認定：5 万 2,000 円 保育短時間認定：5 万 1,100 円

①教育標準時間：8 時 15 分頃～ 13 時 30 分頃で、各園により前後します。教育時間前後の預かり保育あり。
②保育標準時間：7 時～ 18 時までの 11 時間。延長保育は 18 時～ 19 時の 1 時間。
③保育短時間：8 時～ 16 時までの 8 時間。延長保育は、7 時～ 8 時の 1 時間、16 時～ 19 時の 3 時間。
※②③について、だてのもり保育園は利用時間が異なります。